

田野病院 入院患者面会基準(令和8年度改定対応)

1. 基本方針(面会の原則)

- **面会の原則実施:**感染対策等の正当な理由がない限り、入院患者への面会を妨げません。
- **制限の最小化:**やむを得ず制限を行う場合でも、必要以上に厳格にならないよう配慮し、解除条件を明確にします。
- **尊厳の保持:**患者の療養の質の向上、および家族等との絆を尊重し、医療専門職としての倫理に基づいた運用を行います。

2. 標準的な面会ルール(レベル0:平常時)

現在の田野病院の運用をベースに、最新の標準的な制限項目を適用します。

- **面会時間帯:**14時～17時(毎日、土日祝含む)受付時間16時30分まで
- **面会時間:**1回20分以内、ICUは10分
- **人数制限:**1日1回、1回3名まで(親族またはキーパーソン)
- **対象年齢:**中学校卒業以降
- **面会場所:**病棟ホールまたは病室内。

移動困難で多床室で面会する時は、カーテンを閉めて実施。

<注意>リハビリや検査・処置中の時は、お待たせすることがありますので、ご了承ください。

3. 面会時の感染対策と遵守事項

- **不織布マスクの着用:**院内および面会中は常にマスクを着用してください。
- **手指衛生:**面会の前後には、備え付けの消毒剤で必ず手指消毒を行ってください。
- **身体的距離の確保:**患者様とは顔を近づけての会話はお控えください。
- **飲食・差し入れの禁止:**面会中の飲食は禁止です。差し入れがある場合は、事前に病棟スタッフにご相談ください。病状や差し入れ内容によってはお断りする場合があります。

4. 面会をお断りする場合(スクリーニング基準)

以下の項目に該当する場合は、原則として面会いただけません。

- **体調不良:**37.3℃以上の発熱、咽頭痛、咳、倦怠感などの症状がある場合。
- **感染症罹患後:**新型コロナウイルスやインフルエンザ等から回復後10日以内の方。
- **臨床的判断:**主治医が病状により不適切と判断した場合、または患者様本人が希望されない場合。
- 面会者が酒気を帯びている場合や面会中の喫煙を確認した場合。
- 病院内の秩序を乱す行為を確認した場合
- 正当な理由なく病院職員の指示に従わない場合

5. 面会の流れ(運用フロー)

- ① **受付:**1階受付で「健康チェック票」に記入し、検温を受けてください。
- ② **許可証受領:**「面会許可証」を受け取り、首にかけてください。
- ③ **病棟移動:**各病棟のスタッフステーションでタイマーを受け取り、入室の案内を受けてください(直接入室禁止)。
- ④ **タイマー管理:**案内時にお渡しするタイマーが鳴ったら、速やかに面会を終了してください。
- ⑤ **退出:**タイマーをスタッフステーションへ、許可証を受付へ返却してください。

6. 制限の発動トリガー(フェーズ管理)

地域の感染状況や院内状況に応じ、感染防止対策部門(または委員会)の判断で制限レベルを変更します。

- **レベル0(平常):**地域、院内ともに安定。標準的な面会ルール。
- **レベル1(警戒):**地域での流行拡大。予約制への移行や時間の短縮(15分以内)を検討。
- **レベル2(制限):**院内(特定の病棟)での感染者が発生。当該病棟の面会中止。
- **レベル3(停止):**院内クラスター発生や職員の多数感染。全館面会禁止。
※停止時はオンライン面会などの代替手段を案内します。

7. 特例(合理的配慮)

終末期、病状急変時、または意思疎通の支援が必要な場合(障害者差別解消法に基づく合理的配慮)などは、上記ルールによらず個別に対応を検討します。面会制限中の特例の面会には「家族面会許可証」を発行します。

また、医師の指示の下、付き添いが必要と判断された場合は「付き添い許可証」を発行します。

参考<差別防止・合理的配慮(障害等)>

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消を推進する基本枠組みです。面会制限設計では、例えば「マスク着用ができない事情」「意思疎通支援が必要」「キーパーソン以外の介護者が必要」等に対して、感染対策と両立する代替策(フェイスシールド・距離確保・時間帯分離・オンライン併用等)を“個別判断の例外プロトコル”として用意し、不合理な排除にならないよう留意します。

運用上の注意点:

この基準は定期的に見直しを行い、最新の状況に合わせて更新します。受付で取得した個人情報、感染対策および安全管理の目的以外には使用しません。

2026年5月11日より施行

2026年5月11日全面的改訂